

小河原町区有文書目録と目録作成について

- 1 須坂市小河原町は、元豊洲村の一部で、明治24年(1891)に六区分に編成替えされた区のうち第三区大字小河原北組に由来している。第一区(大字小河原東組)第二区(同南組)第四区(同新田組)とともに小河原郷中を成立させており、そのなかで町の発展がなされてきている。
- 2 中世からの古い地名として遺されている「小河原」は、小河原村として慶長7年(1602)森右近忠政の検地が実施された。その記録である「川中島四郡検地打立之帳」によれば、村高1,158石余と記載されている。それ以降の検地による村高をみると、「元禄郷帳」には「小河原村」1,160石余、「小河原村枝郷別府新田村」126石余との記載があり、「天保郷帳」では小河原村1,798石余としつつも、古くは「小河原村・別府新田村二ヶ村」と記載している。天保5年段階には別府新田を吸収して一ヶ村扱いにされていたことがわかる。明治初年の「旧高旧領」取調帳では1,848石余の村高となっている。
- 3 小河原町区有文書は、以上の歴史的経緯を踏まえて残されてきた文書で、現在は区長が管理・保管する文書として受け継がれてきている。なかには一部郷中関係の事実を記載した文書も遺されている史料群である。
- 4 本区有文書の最初に登場する史料は、宝暦13年9月の「小河原村未御検地野帳」(本田)である。このときに作成された「小河原村御検地野帳」が9月17日昼前分から始まって、10月21日まで連日のように作成(29冊、内昼後はほとんど合冊)されており、検地の実態が記載されていて貴重な史料となっている。明治になっては太政官布告・布達が数十点のこされているとともに、壬申地券から地租改正にかけての下調べ帳も多い。加えて、明治16年の畦畔取調簿もめだつ。小河原郷中初集会会議録は昭和36年から平成3年まで保存されており、昭和35年以降の小河原神社関係史料も遺されている。
- 5 これら現存する史料を「小河原町区有文書目録」として、目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「048」(48番目)に位置づけ、史料番号は「048-A-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。
文書目録は、原則として時系列により配置し、適宜時代を区分けして作成した。史料点数は以下のように614点を数える。

記号	分類項目	総史料番号	史料点数
A	江戸	77	77
B I	明治 I	130	133
B II	明治 II	396	404
	合計	603	614

6 本史料目録が、小河原町区民をはじめとする須坂市民、さらには、多くの地域史研究者によって活用されることを期待する。そして、近年郷中で発刊された力作『小河原郷誌』を、さらに発展させることを願ってやまない。

7 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。

(1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料には、次のように()をもちいて仮表題を作成して掲げた。

(畑荒地調べ) (田畑類外地調査)

(2) 「記」・「覚」のみで内容無記載の史料については、次のように()内に内容説明を記載したものもある。

記(借用証書) 覚(年貢皆済目録)

(3) 請取など切手まがいの一紙史料は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、次のように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外○点」などと略記し、備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

上納金領収書、外7点 覚(御蔵糶請取)、外11枚

(4) 史料形態については、次のように略記した。

横(横帳)、横半(横半帳)、縦(縦帳)、紙(一紙)、
封(封書)、冊(冊子)、綴(ジョイント含む)など

8 本史料目録は、小河原町のご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

勝山一男 小林裕 涌井二夫 丸山文雄
(編さん担当：青木廣安・丸山文雄)

2011年12月20日

須坂市誌編さん室